

## LP ガス商慣習見直しにかかる法令遵守について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は弊社をご愛顧いただき誠にありがとうございます。  
さて、本年7月2日より施行になっておりますLPガス施行規則の一部改正（販売方法の基準）に伴い、その法令を遵守する「自主取組宣言」を以下に公表させていただきます。  
今後もサービス向上に努め、お客様から信頼され選択していただける企業を目指してまいりますので引き続きのご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

### 記

#### < 自主取組宣言 >

1. 過大な営業行為の制限
  - ・ 私たちは、正常な商慣習を超えた利益給与は行いません。
  - ・ LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付きの供給契約等を行いません。
2. 三部料金制の徹底
  - ・ 基本料金、重量料金、設備料金への料金制を移行期限までに確実に導入すると共に料金の透明化とわかりやすい表示・説明に努めます。
3. LPガス料金等の情報提供
  - ・ 賃貸物件の入居希望者へのLPガス料金について管理会社等を通じた事前提示に努めます。
  - ・ 直接連絡のあった入居者（希望者含む）には当該料金を確実にお知らせします。

\* プレスリリースの内容は発表時のものです。商品の発売終了や、組織の変更等により、最新の情報と異なる場合がありますのでご了承ください。

《本件に関するお問い合わせ》

株式会社高田屋 サポート本部  
TEL.0183-73-8100 受付時間 9:00~17:00（土日祝除く）



株式会社 高田屋

012-0042 秋田県湯沢市字小豆田9-3  
TEL.0183-73-8100 (代表)  
<https://www.takataya-group.co.jp>